

生 企 第 3 4 3 0 号

平成17年12月21日

埼玉県警察本部長

旧警備業法による検定合格者に係る審査実施要領について（通達）

（概要）

本通達は、旧警備業法（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）をいう。）による検定合格者については、改正法附則第5条の規定により、都道府県公安委員会が行う審査に合格したときは新法の検定に合格した者とみなされるが、当該審査に関して必要な事項を定めている。